

栃 労 発 基 0821第 3号
平成 29年 8月 21日

一般社団法人 栃木労働基準協会長 殿

栃 木 労 働 局 長



転倒災害防止に係る緊急取組について (協力依頼)

労働行政の推進につきましては、日頃から格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、本年度、当局では、昨年までに労働災害が3年連続で増加したこと、本年3月及び4月だけで死亡災害が4人発生したことを受け、5月1日から7月31日までの間、貴団体の御協力を賜りながら、労働災害防止に係る緊急の取組を実施してきましたが、取組期間中、死亡災害ゼロを達成できたこと等、一定の成果が得られたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、労働災害全体としては、7月末現在で865人と前年同期比で2.7%の減少にとどまっており、特に転倒災害は、依然として全産業で多発し、190人と全体の22%を占め、事故の型の中で最も多く発生している状況にあります。

当局としましては、今後、転倒災害の増加が懸念されることから、下記の期間、転倒災害防止のための緊急対策として「転倒災害防止90日作戦」を実施し、取組の強化を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、会員に対して、実施要綱の記の9の内容を周知いただくとともに、転倒災害防止に向けた適切な安全管理活動の推進について御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

1 期間

平成29年10月3日から平成29年12月31日までの90日間

2 緊急取組事項 (事業者の実施事項)

別紙のとおり。

